

公益信託法の見直しに関する論点の補充的な検討 (5)

目次

第1	公益信託の信託行為の定めの変更.....	2
1	公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更.....	2
2	公益信託の目的の変更.....	9
第2	公益信託の併合・分割.....	13

(前注) 受益者の定めのある信託において、信託行為の定めの変更は、信託法第149条の委託者、受託者及び受益者の合意等によるものと、同法第150条の裁判所の変更命令によるものに分けられる。このうち、前者は、変更の対象となる事項が限定されておらず、信託の目的を含む全ての事項が変更の対象とされる。これに対し、後者は、変更の対象となる事項が「信託事務の処理の方法に係る信託行為の定め」に限定されており、信託目的自体の変更はできないと解されている(新井誠監修「コンメンタール信託法」〔以下「新井監修」という。〕407頁、道垣内弘人「信託法」〔以下「道垣内」という。〕395頁)。

そして、公益信託においても、変更の対象となる信託行為の定めの本質に応じ、それぞれに相応しい手続を検討する必要があると考えられることから、本部会資料では、信託行為の定めの変更について、①公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更(第1の1)と、②公益信託の目的の変更(第1の2)に場面を分けて論点として掲げる。また、信託の併合及び分割は、広義には、信託の変更に該当するものと考えられる(寺本逐条解説346頁、353頁)ことから、③公益信託の併合・分割(第2)を①、②とは別の論点として掲げ、①、②、③の順に検討することとしている。

第1 公益信託の信託行為の定めの変更

1 公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更(注1)

- (1) 委託者、受託者及び信託管理人の合意等(以下、本部会資料において、「信託関係人の合意等」という。)(注2)のみによる公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更はできないものとするかどうか。
- (2) 現行公益信託法第5条及び第6条を廃止又は改正し、新たな公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更は、以下のア及びイのいずれかの方法によりできるものとする(注3) ことかどうか。
 - ア 信託関係人の合意等がある場合には、受託者からの申請を受けた行政庁が、変更の[認可/認定]を行う(注4)。
 - イ 信託関係人の合意等がない場合には、信託法第150条を適用し、特別の事情があるときに、委託者、受託者又は信託管理人の申立てを受けた裁判所が変更命令を行う(注5)。

その際、委託者については信託行為において申立権を有しない旨を定めることができるものとする。
- (3) 上記(2)アの例外として、公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更をするとき、受託者は、その旨を行政庁に届け出るとともに、当該変更について委託者及び信託管理人の同意を得ていない場合には、遅滞なく、委託者及び信託管理人に対し、変更後の信託行為の定めの内

容を通知しなければならないものとするかどうか。

(注1)「公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更」の具体例としては、
①信託契約の定めにより信託財産の投資先が特定の株式銘柄に限定されている公益信託について、株式市場全体の株価の大幅な下落等、金融市場の環境変化が見込まれる場合に、信託財産の一部の株式を国債等の資産に変更すること、②奨学金支給事務を30年間行うことを定めている公益信託について、当該期間を25年間に変更すること等を想定している(軽微な変更の例については、後記補足説明の5を参照されたい)。

(注2)「信託関係人の合意等」とは、公益信託における①委託者、受託者及び信託管理人の合意(信託法149条第1項参照)、②信託の目的に反しないことが明らかであるときの受託者及び信託管理人の合意(同条第2項第1号参照)、③信託の目的の達成のために必要であることが明らかであるときの受託者の書面等による単独の意思表示(同項第2号参照)、④受託者の利益を害しないことが明らかであるときの委託者及び信託管理人の合意に基づく受託者に対する意思表示(同条第3項第1号参照)、⑤信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるときの信託管理人の受託者に対する意思表示(同項第2号参照)を意味するものである。上記は、新たな公益信託において信託管理人が必置とされること、かつ、目的信託における委託者の地位を大きなものと位置付けた信託法第261条第3項(村松ほか概説383頁)は公益信託に適用されないことを前提としている。

(注3)(2)のア及びイの方法は併存するものであり、アの方法による変更ができない場合にイの方法による変更を行うことを想定している。

(注4)信託法第149条第4項は、同条第1項から第3項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる旨を規定しているが、公益信託については、信託関係人の合意等の主体(例えば、同条第1項の合意を受託者と信託管理人の合意とする場合)や、変更後の通知の対象(例えば、同条第2項の委託者又は信託管理人への事後通知を省略する場合)に関し別段の信託行為の定めを置くことの可否を含めて同条第4項の適用の有無を検討する必要があるものと考えられる。

(注5)裁判所の判断と行政庁の判断の調整を図るため、変更命令の前に裁判所が行政庁の意見を聴取する、あるいは、変更命令の後に受託者が行政庁の変更の[認可/認定]を受けるといった仕組みが考えられる。

○部会資料37の第3の2「公益信託における信託の変更」

公益信託について信託の変更(信託法第149条)をするときは、原則として、公益信託の認定・監督を行う行政庁等の変更の認定を受けなければな

らないものとし、例外的に軽微な変更の場合には、公益信託の認定・監督を行う行政庁等に対し事後の届出を行うことで足りるものとするかどうか。

○部会資料40の第1の5「公益信託の変更命令」

- (1) 公益信託法第5条は削除するものとするかどうか。
- (2) 公益信託についても信託法第150条を適用することとし、同条に基づく変更命令の権限は、
 - 【甲案】行政庁が有するものとする。
 - 【乙案】裁判所が有するものとする。
- (3) 上記2の変更命令の申立権者は、委託者、受託者又は信託管理人とする。ただし、委託者については、信託行為において申立権を有しない旨を定めることができるものとするかどうか。

(補足説明)

- 1 信託法第149条は、受益者の定めのある信託について、委託者、受託者及び受益者の合意等による信託行為の定めの変更の方法を規定しており、受益者の定めのない信託については、同法第261条第1項の読み替えにより、委託者及び受託者（信託管理人が現に存する場合にあっては、信託管理人）の合意等により信託行為の定めの変更が可能であるとされている。

また、信託法第150条第1項は、受益者の定めのある信託について、「信託行為の当時予見することができなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合しなくなるに至ったとき」には、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託行為の定めの変更を命ずることができる旨規定している。同項は、信託行為の定めの変更は、「信託関係者等の意思によって行うのが原則ではあるものの、信託関係者の人数が少なくない場合などにおいては、實際上、合意を行うことが困難な場合もある」（村松ほか概説285頁）ことから設けられたものである。また、同項が用いられる場合としては、「たとえば、受託者の信託事務処理を第三者に委託してはならない旨の定めがあるときに、信託行為の当時には予想できなかった技術変化により、受託者自身による管理が不適切になり、受益者の利益に適合しなくなった場合などが例として考えられる。裁判所による変更を通じて受益者の利益が保護されるべきか否かは、信託目的との関係で判断されるから、同項に基づく信託目的自体の変更はできない」と解されている（道垣内395頁、新井監修407頁も同旨）。

そして、受益者の定めのない信託については、信託法第261条第1項の読み替えにより、変更命令の要件が「信託行為の当時予見することのできなかつた特別の

事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況に照らして信託の目的の達成の支障となるに至ったとき」とされている。

他方、現行公益信託法第5条第1項は、公益信託について信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情が生じたときは、主務官庁は、信託の本旨に反しない限り職権でも信託の変更を命じることができる旨規定し、同条第2項は、信託法第150条の公益信託への適用を除外している。また、現行公益信託法第6条は、公益信託について信託の変更（同法第5条の規定によるものを除く。）を行うには、主務官庁の許可を受けることが必要である旨規定している。

- 2 部会資料37の第3の2（公益信託において信託の変更をするときは、原則として、行政庁の認定を受けなければならないものとする。）の提案に対しては、第37回会議において、これに賛成する意見があったほか、提案の原則と例外を逆にし、原則的に信託の変更は届出で足りるものとし、行政庁の認定を受けなければならない場合は例外とすべきである旨の意見があった。

また、部会資料40の第1の5(1)の提案（現行公益信託法第5条を削除する。）に対しては、第41回会議において、異論はなかった。また、同(2)の論点（公益信託の変更命令の権限を有する第三者機関を行政庁とするか裁判所とするか）については、行政庁とする【甲案】を支持する意見と、裁判所とする【乙案】を支持する意見がそれぞれあり、その上で、第三者機関が関与する目的をより明らかにすべきであり、仮に裁判所とするならばその判断の過程に行政庁を関与させる必要があるし、行政庁とするならばその処分に対する不服申立手続を検討する必要がある旨の指摘があった。さらに、同(3)の提案（公益信託の変更命令の申立権者は、原則として、委託者、受託者又は信託管理人とし、例外的に、信託行為により委託者を変更命令の申立権者から除外することができるものとする。）を支持する意見が比較的多かったが、上記提案の原則と例外を逆にすべきであるとの意見や、一律に委託者を変更命令の申立権者から除外すべきであるとの意見もあった。

- 3 信託関係人の合意等のみによる公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更の可否

- (1) 新たな公益信託において、委託者、受託者及び信託管理人による信託に関する意思決定を重視する観点からは、信託関係人の合意等による信託行為の定めの変更の手続を定めている信託法第149条を適用することが相当であると考えられる。そして、新たな公益信託にも同条が適用されることを前提としつつ、受益者の定めのある信託と同様に、信託関係人の合意等のみにより信託行為の定めを変更することを可能とすべきであるという考え方もあり得ないわけではない。

また、現行公益信託法第5条及び第6条の趣旨は、主務官庁制を前提とした上で公益信託の変更、併合及び分割を委託者、受託者及び信託管理人の自由に委ねないものとするところにあるから、新たな公益信託に直ちに適合するものではないと考えられる。

- (2) しかし、信託関係人の合意等がある場合であっても、変更後の信託行為の定めの内容によっては、新たな公益信託の〔認可／認定〕基準の充足性に問題が生じる可能性があることからすると、これを全く委託者、受託者及び信託管理人の自由に委ねてしまうことは適切でないと考えられる。

そうすると、信託関係人の合意等のみによる公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更はできないものとするのが相当であると考えられることから、本文(1)の提案をしている。

4 公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更の方法

(1) 信託関係人の合意等がある場合

公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更について、信託関係人等の合意がある場合であっても、その変更後の信託行為の内容によっては、新たな公益信託の〔認可／認定〕基準の充足性に問題が生じる可能性がある。また、行政庁が公益信託の〔認可／認定〕の取消権限を有することを前提としても、その権限行使は事後的なものにとどまるから、公益信託の信託行為の定めの変更によって公益信託の〔認可／認定〕基準を満たさなくなる事態の発生を防止するためには、信託行為の定めの変更の前に行政庁がその当否を審査することが有効であるものと考えられる。したがって、公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更は、信託関係人の合意等がある場合には、受託者からの申請を受けた行政庁が、変更の〔認可／認定〕を行うことによりできるものとするのが相当であると考えられることから、本文(2)アの提案をしている。この場合の不服申立手続は、行政不服審査又は行政処分取消訴訟によることが想定される。

(2) 信託関係人の合意等がない場合

ア 公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更について、信託関係人等の合意がない場合には、前記1に記載した信託法第150条の趣旨が妥当するので、同法第261条第1項による読み替え後の同法第150条を適用し、特別の事情があるときには、委託者、受託者又は信託管理人の申立てを受けた裁判所が変更命令を行うものとするのが相当であると考えられることから、本文(2)イの提案をしている。なお、信託法第150条第2項により、変更命令の申立てを行う者は、裁判所に対して当該申立てに係る変更後の信託行為の定めを明らかにしなければならないとされているから、裁判所はその申立ての可否の判断のみを行うことで足りる。この場合の不服申立手続は、同条第5項に基づく即

時抗告によることとなる。

この場合には、変更命令の主体を行政庁とすべきであるという考え方もあり得ることから、その考え方を部会資料40の第1の5の【乙案】（行政庁案）として提案していた。しかし、第41回会議における審議を踏まえ検討したところ、変更命令の主体を行政庁としたとしても、その適法性は最終的には取消訴訟等の司法判断に委ねられるものであるし、変更命令の判断は、「信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情」の有無を踏まえた上で、変更について意見対立がある信託関係人の利害を考慮して行われるものであることからすると、変更命令の主体は裁判所の方がより適切であるものと考えられる。したがって、本部会資料では、部会資料40の第1の5の【甲案】（裁判所案）に相当する案のみを提案している。

イ もっとも、信託法第150条は公益信託の[認可/認定]基準の充足性を要件とするものではないから、公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更を行う際に行政庁の[認可/認定]が必要とされる場合はあるものと考えられる。そして、第41回会議においてその裁判所の判断の過程に行政庁を関与させる必要がある旨の指摘があったことも踏まえると、そのための方法として、信託法第168条において公益の確保のための信託の終了を命ずる裁判をする場合には法務大臣の関与が必要とされていること等を参考として、行政庁を裁判所における変更命令の非訟手続に関与させることが考えられる。また、裁判所が変更命令を行った後に、受託者が行政庁に対して変更の[認可/認定]を申請する仕組みを採用することも考えられる。

ウ 裁判所による変更命令の申立権者について、信託法第150条第1項は、「委託者、受託者又は受益者」と規定している。そして、同法第125条第1項は、「信託管理人は、受益者のために自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。」と規定しているため、信託管理人は、「特に読替えを置かなくとも単独受益者権を行使することができる」（村松ほか概説382頁）とされていることに鑑みると、公益信託の変更命令の申立権者は、「委託者、受託者又は信託管理人」となるものと考えられる。

また、信託法第150条第1項に基づく裁判所に対する信託の変更の申立権は、委託者が信託行為に別段の定めをしなくても原則として有する権利として位置付けられているものの、委託者がその権利を放棄することを望む場合にはこれを禁止する必要はなく、同法第145条第1項に基づき権利を有しない旨を定めることは可能であると解されている（寺本逐条解説328～329頁）。さらに、「委託者が当然に有すると整理される権利の中には、裁判所に対する各種の申立権も含まれるが、これらの申立権を放棄する旨の定めについても、その効力を認めることができる」ほか、委託者の権利放棄の位置付けは、同法「第

145条第1項の規定によるものであるが、同時に、同法第149条第4項、第151条第3項等の規定との関係では、それぞれについて『別段の定め』がされたというべきである」と解されている（村松ほか概説270頁）。

そこで、部会資料40では、同資料第1の5(3)として、変更命令の申立権者を委託者、受託者又は信託管理人とするが、委託者については信託行為において変更命令の申立権を有しない旨を定めることができることを提案していたが、第41回会議においてその提案を支持する意見が多数であったことから、本文(2)イでも同一の提案をしている。なお、当該提案は、信託法第145条第1項のような規定がない受託者及び信託管理人については委託者と別の取扱いをし、信託行為において受託者又は信託管理人が変更命令の申立権を有しない旨を定めることはできないことを前提としている。

5 信託行為の定めの際の軽微な変更の方法

信託行為の定めの際の軽微な変更も含めて全ての公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更について行政庁の変更の[認可/認定]を得なければならないとした場合には、それに要する受託者等の事務手続の負担が過大なものとなるおそれがある。また、主務官庁による許可制を廃止した後の、行政庁による関与としては行き過ぎとされる可能性もあるから、本文(3)では、本文(2)アの例外として、公益信託の目的以外の信託行為の定めの際の軽微な変更については行政庁に対する事後の届出で足りるものとすることを提案している。

なお、軽微な変更であっても、受託者が当該変更について委託者及び信託管理人の同意を得ていない場合には、変更後の信託行為の定めの内容は、委託者及び信託管理人に対しても通知されるべきであると考えられるから、同様の場合において、受託者は委託者及び信託管理人に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の定めの内容を通知しなければならないと規定する信託法261条第1項による読み替え後の同法第149条第2項第2号を参考として、本文(3)の提案をしている。

公益信託の目的以外の信託行為の定めの際の軽微な変更の具体例としては、公益法人認定法施行規則第7条を参考に、①受託者が公益信託事務を行う都道府県の区域を変更するが、当該変更後の公益信託事務を行う区域が2以上の都道府県の区域内であることから、行政庁が国の行政庁であることで変わらないもの、②公益信託事務の内容の一部を変更するが、公益信託の認定を受けた申請書の記載事項の変更を伴わないものとするなどなどが想定される。これらは、飽くまで例外的な場合であることから、公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更について届出制を原則とする必要はないものと考えられる。

なお、公益信託の受託者の名称の変更や、受託者が法人である場合の代表者の変更などは、そもそも、信託行為の定めの変更にあたらないと考えられるが、これら

の事象が生じた場合に、受託者が事後的に行政庁にその名称の変更等の届出を行う仕組みを設けることも考えられる。

6 現行公益信託法第5条について

新たな公益信託制度において、公益信託を民間による公益活動の手段として積極的に位置付けてこれを促進しようとする観点からは、現行の主務官庁による許可制は廃止し、公益信託の委託者、受託者及び信託管理人による自律的な監督・ガバナンスの仕組みを確保した上で、それを行政庁が監督するものとするのが相当であると考えられる（部会資料35の第1参照）。

そして、現行公益信託法第3条を廃止するとの提案（部会資料39の第5の1(1)）に対しては第39回会議で異論はなく、現行公益信託法第5条を削除するとの提案（部会資料40第1の5(1)）についても第41回会議で異論はなかったことに加え、前記1から5まで及び後記「第2 信託の併合・分割」における検討も踏まえると、現行公益信託法第3条の主務官庁による包括的な監督を前提に、主務官庁が、職権で、信託の目的以外の信託行為の定めの変更を命じることができるとする現行公益信託法第5条の規律は廃止又は改正することが相当であると考えられる（部会資料37の第3の1参照）。

2 公益信託の目的の変更

- (1) 信託関係人の合意等のみによる公益信託の目的の変更はできないものとするかどうか。
 - (2) 現行公益信託法第6条を廃止又は改正し、新たな公益信託の目的の変更は、委託者、受託者及び信託管理人の合意（注1）がある場合（注2）に、受託者からの申請を受けた行政庁が、公益信託の目的の変更の〔認可／認定〕を行うことによりできるものとするかどうか。
 - (3) 現行公益信託法第9条を改正し、公益信託の目的の達成又は不達成の場合において、残余財産があるが帰属権利者が定まらないときは、行政庁は、受託者の申立てにより、その信託の本旨に従い、類似の目的のために当該信託を継続させることができるものとするかどうか。
- （注1）公益信託の目的の変更がされる場合は、「信託の目的に反しないことが明らかであるとき」（信託法第149条第2項第1号参照）、「信託の目的の達成のために必要であることが明らかであるとき」（同項第2号参照）、「受託者の利益を害しないことが明らかであるとき」（同条第3項第1号参照）、信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき」（同項第2号参照）には該当しないと考えられることから、「信託関係人の合意等」とはし

ていない。

(注2)信託法第149条第4項は、同条第1項から第3項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる旨を規定しているが、公益信託については、受託者及び信託管理人の合意により信託の目的の変更を可能とする信託行為の定めを置くことの可否等を含めて、同条第4項の適用を検討する必要があるものと考えられる。

○部会資料37の第3の2「公益信託における信託の変更」

公益信託について信託の変更（信託法第149条）をするときは、原則として、公益信託の認定・監督を行う行政庁等の変更の認定を受けなければならないものとし、例外的に軽微な変更の場合には、公益信託の認定・監督を行う行政庁等に対し事後の届出を行うことで足りるものとするかどうか。

○部会資料40の第1の4「類似目的の公益信託としての継続」

【甲案】公益信託法第9条を削除するものとする。

【乙案】公益信託法第9条を改正し、信託の目的の達成又は不達成の場合において、信託財産があるときは、行政庁は、受託者の申立てにより、その信託の本旨に従い、類似の目的のために公益信託を継続させることができるものとする。

(補足説明)

- 1 信託法第149条は、受益者の定めのある信託について、信託関係人の合意等による信託の変更の方法を規定しており、受益者の定めのない信託については、同法第261条第1項の読み替えにより、委託者及び受託者（信託管理人が現に存する場合にあっては、信託管理人）の合意等により信託の変更が可能であるとされている。

他方、現行公益信託法第6条は、公益信託について信託の変更（同法第5条の規定によるものを除く。）を行うには、主務官庁の許可を受けることが必要である旨規定している。

また、現行公益信託法第9条は、「公益信託ノ終了ノ場合ニ於テ帰属権利者ノ指定ニ関スル定ナキトキ又ハ帰属権利者ガ其ノ権利ヲ放棄シタトキハ主務官庁ハ其ノ信託ノ本旨ニ従ヒ類似ノ目的ノ為ニ信託ヲ継続セシムルコトヲ得」と規定している。同条は、公益信託が終了した場合にこれを清算せずに類似の目的の公益信託として継続させる方が、公益目的のために信託を設定した委託者の意思にも社会の要求にも合致することから設けられているものであり、英米法におけるシ・プレ原則を参照したものであると解されている。

2 部会資料37の第3の2の提案に対し、第37回会議においては、委託者が最初に意図したもの以外に信託目的を変更することは容易に認められるべきではないが、委託者の意図をあまりに狭く解することで信託が変更できずに終了したり、利用されなくなったりするよりは、若干委託者の意図を拡大して解釈することで信託の目的の変更を認める方が良く、その場合には行政庁による変更認定の審査を要するものとすべきである旨の意見があった。

また、部会資料40の第1の4の提案に対し、第40回会議においては、公益信託の目的達成又は不達成により当該信託が終了してしまうことの問題は、公益信託の信託行為の意思解釈により実質的に信託行為の定めの変更と同様の効果を導くことで解決し得る問題であるとして公益信託法第9条を廃止すべきであるとする【甲案】を支持する意見もあったが、同条を改正し、信託の目的の達成又は不達成の場合において、信託財産があるときは、行政庁は、受託者の申立てにより、その信託の本旨に従い、類似の目的のために公益信託を継続させることができるものとする【乙案】に賛成する意見が多かった。また、【乙案】に関連し、残余財産の帰属権利者との関係を検討すべきであるとの指摘や、受託者が行政庁に申し立て、行政庁が変更を命ずるのではなく、委託者、受託者及び信託管理人の合意による信託目的の変更を行政庁が認定するような方法が望ましいという意見もあった。さらに、【乙案】については、信託の目的の達成又は不達成による終了の前後を問わず、委託者、受託者及び信託管理人が信託の変更を合意し、それを外部の第三者機関が認定する仕組みを設けるなどの修正があり得るとの意見が出され、そのことは外部の第三者機関の点を除けば現行信託法の下でも可能である旨の指摘もあった。その上で、【乙案】を前提としても、委託者が明示的に公益信託の継続を排除した場合にはそれを尊重すべきであるとするならば、当事者の意思解釈によるものとする【甲案】を支持する意見に実質的には近い案になる旨の指摘もあった。なお、【乙案】を採用する場合には、信託管理人にも変更命令の申立権を与えるべきとの意見が出されたが、これに反対する意見もあった。

3 信託関係人の合意等のみによる公益信託の目的の変更の可否

公益信託の目的は、当該信託を設定した委託者の意思の表れとして尊重されるべきであり、安易な変更を認めるべきではないと考えられる。また、いったん公益信託として設定された後に信託の目的の変更を認めると、特定の公益目的のために設定された信託であることを前提として当該信託に寄附をした者の期待が害されるおそれもあることからすると、公益信託の目的の変更を信託関係人の合意等のみによって行うことができるようにすることは望ましくない。

もっとも、時代の変化とともに公益信託の当初の目的が時代のニーズに合わなくなり、公益信託の目的を変更する必要性が生じるケースは想定し得る。例えば、特

定の難病を撲滅するための医学研究の助成を行う公益信託において、対象とする難病が撲滅される見込みが立つなど、当該公益信託の目的の達成又は不達成が想定される場合には、信託法第163条第1号により当該信託は終了することになるが、そのような場合に、公益信託を終了させずに公益信託の目的を変更することにより、別の難病を撲滅するための類似の目的の公益信託として継続させることが、公益に資するものといえ、それが委託者の意思の尊重にも繋がる（もつとも、信託行為において委託者が他の目的への変更を禁止している場合は別である。）と考えられる。

したがって、信託関係人の合意等のみによる公益信託の目的の変更はできないものとするのが相当であると考えられることから、本文(1)の提案をしている。

4 公益信託の目的の変更の方法

(1) 委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合

公益信託の目的の変更について、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合であっても、その変更後の信託の目的の内容によっては、公益信託の〔認可／認定〕基準の充足性に問題が生じる可能性がある。また、行政庁が公益信託の〔認可／認定〕の取消権限を有することを前提としても、その権限行使は事後的なものにとどまるから、公益信託の目的の変更によって公益信託の〔認可／認定〕基準を満たさなくなる事態を防止するためには、信託の目的の変更の前に行政庁がその当否を審査することが有効であるものと考えられる。

したがって、公益信託の目的の変更は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、受託者からの申請を受けた行政庁が変更の〔認可／認定〕を行うことによりできるものとするのが相当であると考えられることから、本文(2)の提案をしている。この場合の不服申立手続は、行政不服審査又は行政処分の取消訴訟によることが想定される。

(2) 委託者、受託者及び信託管理人の合意がない場合

公益信託の目的の変更について、委託者、受託者及び信託管理人の間の意見対立や委託者の死亡等の事情により委託者、受託者及び信託管理人の合意による信託の変更を行うことが困難な場合があることが想定されるから、裁判所が公益信託の目的の変更命令を行うことを認めるべきであるという考え方があり得ないわけではない。

しかし、受益者の定めのない信託においては、裁判所の変更命令により信託の目的自体を変更することはできないと解されていることに加え、前記3に記載のとおり、公益信託の目的の変更は限定的に行われることが望ましいことからすると、裁判所が公益信託の目的の変更命令を行うことを認めるべきではないと考えられる。

5 類似目的の公益信託としての継続

第40回会議においては、部会資料40の第1の4の【乙案】（公益信託法第9条を改正する。）を支持する意見が多数であり、その上で、残余財産の帰属権利者との関係を検討すべきとの指摘があった。確かに、公益信託の目的が達成又は不達成となった場合に、信託は終了するのが原則であって、その際、信託行為で残余財産の帰属権利者が定められているにもかかわらず、敢えて類似の目的として信託を継続させるためには十分な理由が必要はなはずである。そうすると、例えば、受託者において類似の公益信託を探したものがそれが見つからなかった場合や、帰属権利者のすべてがその権利を放棄したような場合に限定して信託の継続は認められるべきであると言える。そこで、本部会資料では、信託目的の達成又は不達成の場合において、残余財産があるが帰属権利者が定まらないときに類似の公益信託としての継続を認めることが相当であるという考え方のもとに、部会資料40の第1の4の【乙案】を修正し、本文2(3)の提案をしている。

また、第40回会議において、部会資料40の第1の4の【乙案】の意図するところは、信託の変更によって実現できるのではないかとの指摘があったことを踏まえ、本部会資料では、信託の目的の達成又は不達成よりも前の時点では信託の変更によって対処し（前記3及び4）、信託の目的の達成又は不達成よりも後の時点では類似目的の公益信託としての継続によって対処する（本項）という整理にもとづき、本文2(3)の提案をしている。

第2 公益信託の併合・分割（注1）

- 1 信託関係人の合意等のみによる公益信託の併合・分割はできないものとするかどうか。
- 2 現行公益信託法第6条を廃止又は改正し、新たな公益信託の併合・分割は、以下のいずれかの方法によるものとするかどうか。
 - (1) 信託関係人の合意等がある場合には、受託者からの申請を受けた行政庁が、併合・分割の[認可／認定]を行う（注2）。
 - (2) 信託関係人の合意等がない場合には、特別の事情があるときに、委託者、受託者又は信託管理人の申立てを受けた裁判所が、併合・分割命令を行う。

その際、委託者については信託行為において申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

（注1）本項では、2以上の公益信託の併合、あるいは1の公益信託から別の公益信託への分割のみを対象としている。部会資料37の第3の3（公益信託における併合及び分割）にて記載したとおり、公益信託の認定基準の充足性の観

点や、税法上の優遇措置等を視野に入れた場合には、公益信託と私益信託との併合や分割が行われることは望ましくないと考えられるからである。

(注2) 信託法第151条第3項、第155条第3項及び第159条第3項は、信託関係人の合意等の有無にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めによる旨を規定しているが、公益信託については、信託関係人の合意等の主体(例えば、同法第151条第1項の合意を受託者と信託管理人の合意とする場合)や、併合・分割後の通知の対象(例えば、同条第2項の委託者又は信託管理人への事後通知を省略する場合)に関し別段の信託行為の定めを置くことの可否を含めて信託法第151条第3項、第155条第3項及び第159条第3項の適用を検討する必要があるものと考えられる。

○部会資料37の第3の3「公益信託における信託の併合及び分割」

公益信託について信託の併合・分割をするときは、公益信託の認定・監督を行う行政庁等から併合・分割の認定を受けなければならないものとするかどうか。

(補足説明)

1 現行公益信託法第6条は、公益信託について信託の併合又は分割を行うには、主務官庁の許可を受けることが必要である旨規定している。

信託の併合や分割は、広義には信託の変更に該当するものと考えられることから、信託法第151条、第155条、第159条においては、信託の変更の要件・手続に関する同法第149条第1項ないし第5項の規定のうち、同条第3項を除くその余の部分と同じ趣旨を規定したものである(寺本逐条解説346頁、353頁)。

そして、信託の併合及び分割をするに当たっては、予定されている信託の併合の内容の合理性を判断するために必要な情報をあらかじめ提示することによって、従前の各信託の受益者の利益を保護する観点から、併合後の信託行為の内容、受益権の内容に変更があるときはその内容および変更の理由その他の事項を明らかにしてしなければならないとされている(寺本逐条解説347頁、353頁)。

なお、信託の変更と異なり、信託の併合・分割については、裁判所に対する併合・分割命令の申立権は認められないという見解(寺本逐条解説347頁、354頁)がある一方、信託の変更については、信託法第150条に、特別な事情があるとき、裁判所が信託の変更を命じる制度が置かれているのと異なり、信託の併合・分割については、制度が明示的に置かれているわけではないが、信託の併合・分割も信託の変更の一種であり、同条の適用を認めるべきであるとする見解(田中和明「詳解信託法務」429頁、道垣内398頁)もある。

2 部会資料37の第3の3の提案に対しては、第37回会議において、効率化が認められることなどを理由に賛成する旨の意見が複数あり、特段の異論はなかった。その上で、公益信託を受益者の定めのある信託や公益以外を目的とする受益者の定めのない信託との間で併合・分割することには反対する旨の意見も複数出された。また、変更、併合・分割に加えて事業の移転・取得も含めて検討すべきであるとの指摘もあった。

3 信託関係人の合意等のみによる公益信託の併合・分割の可否

(1) 新たな公益信託において、委託者、受託者及び信託管理人による信託に関する意思決定を重視する観点からは、信託関係人の合意等による信託の併合・分割の手續を定めている信託法第151条、第155条及び第159条を適用することが相当であると考えられる。そして、新たな公益信託についても同法第151条、第155条及び第159条が適用されることを前提としつつ、受益者の定めのある信託と同様に、信託関係人の合意等のみにより併合・分割を可能とすべきであるという考え方もあり得ないわけではない。

また、現行公益信託法第6条の趣旨は、主務官庁制を前提とした上で公益信託の変更、併合及び分割について委託者、受託者及び信託管理人の自由に委ねないものとするところにあるから、新たな公益信託に直ちに適合するものではないと考えられる。

(2) しかし、信託関係人の合意等がある場合にも、併合・分割後の信託行為の定めの内容によっては、公益信託の〔認可／認定〕基準の充足性に問題が生じる可能性があることからすると、これを全く委託者、受託者及び信託管理人の自由に委ねてしまうことは適切でないと考えられる。また、仮に目的を異にする2つの公益信託を併合する場合には、いずれかの目的が変更される場合と同様の効果が発生することになる。

そうすると、信託関係人の合意等のみによる公益信託の併合・分割はできないものとするのが相当であると考えられることから、本文1の提案をしている。

なお、いわゆる事業型の公益信託として、同一の公益信託の中で複数の公益信託事務を並行して受託者が行っている場合に、当該公益信託を公益信託事務ごとに分割し、又は、他の公益信託と併合するとき等においても、信託法第151条、第155条及び第159条の信託の併合・分割の規律は適用されるものと考えられる。

4 公益信託の併合・分割の方法

(1) 信託関係人の合意等がある場合

公益信託の併合・分割について信託関係人の合意等がある場合であっても、その併合・分割後の信託財産の状況によっては、公益信託の〔認可／認定〕基準の充足性に問題が生じる可能性がある。また、行政庁が公益信託の〔認可／認定〕の取消権限を有することを前提としても、その権限行使は事後的なものにとどまるから、公益信託の併合・分割によって公益信託の〔認可／認定〕基準を満たさなくなる事態の発生を防止するためには、信託行為の併合・分割の前に行政庁がその可否を審査することが有効であるものと考えられる。

したがって、公益信託の併合・分割については、受託者からの併合・分割の申請を受けた行政庁が、併合・分割の〔認可／認定〕を行うことによりできるものとするのが相当であると考えられることから、本文2(1)の提案をしている。この場合の不服申立手続は、行政不服審査又は行政処分取消訴訟によることが想定される。

(2) 信託関係人の合意等がない場合

ア 公益信託の併合・分割について信託関係人等の合意がない場合、前記1に記載した信託法第150条の趣旨は、公益信託においても妥当する。したがって、同法第261条第1項による読み替え後の同法第150条を公益信託に適用し、あるいは同条と同様の規律を新公益信託法に設けることにより、特別の事情があるときには、委託者、受託者又は信託管理人の申立てを受けた裁判所が併合・分割命令を行うものとするのが相当であると考えられることから、本文2(2)の提案をしている。なお、同条第2項の規定により、併合・分割命令の申立てを行う者は、裁判所に対して当該申立てに係る変更後の信託行為の定めを明らかにしなければならないとされているから、裁判所はその申立ての可否の判断のみを行うことで足りる。この場合の不服申立手続は、同法第150条第5項に基づく即時抗告によることとなる。

イ もっとも、信託法第150条は公益信託の〔認可／認定〕基準の充足性を要件とするものではないから、公益信託の併合・分割には行政庁の〔認可／認定〕が必要とされる場合があるものと考えられる。そして、そのための方法としては、前記第1の補足説明4(2)イと同様に、まず、裁判所が併合・分割命令を行った後に、受託者が行政庁に対して併合・分割の〔認可／認定〕を申請することが考えられるほか、行政庁を裁判所における併合・分割命令の非訟手続に関与させることが考えられる。

ウ 裁判所に対する併合・分割命令の申立権者については、前記第1の補足説明4(2)ウと同様に考えられる。

エ なお、受益者の定めのある信託の併合・分割について信託法第150条が適用されるか否かについては見解が分かれている(前記補足説明1参照)が、いずれの見解を採用するかにより新公益信託法の規律が異なることになる可能性がある。

まず、信託の併合・分割に信託法第150条は適用されないとの見解を採用しつつ、裁判所による公益信託の併合・分割命令を可能とする場合には、新公益信託法の中に、裁判所が併合・分割命令を行う旨の規律を設けることになる。その規律は、命令に対する不服申立手続の方法等を含め、信託法第150条と同様の内容となることが想定される。他方、信託の併合・分割も広義の信託の変更であり、信託法第150条は適用されるとの見解を採用しつつ、裁判所による公益信託の併合・分割命令を可能とする場合には、新公益信託法の中に規律は設けないことになる(もともと、公益信託における併合・分割命令の仕組みを明確化するために規律を設けるという考え方もあり得る。)

そして、新公益信託法の中に規律を設けるか、規律を設けないかによって、受益者の定めのある信託の併合・分割について信託法第150条が適用されるとの解釈、あるいは適用されないとの解釈を固定化することになる可能性がある点に留意する必要がある。

5 現行公益信託法第6条について

新たな公益信託制度において、公益信託を民間による公益活動の手段として積極的に位置付けてこれを促進しようとする観点からは、現行の主務官庁による許可制は廃止し、公益信託の委託者、受託者及び信託管理人による自律的な監督・ガバナンスの仕組みを確保した上で、それを新たな公益信託の〔認可／認定〕を行う行政庁が監督するものとするのが相当であると考えられる(部会資料35の第1参照)。

そして、現行公益信託法第3条を廃止するとの提案(部会資料39の第5の1(1))については第39回会議で異論はなかったことに加え、前記「第1 公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更」及び前記1から5までの検討も踏まえると、現行公益信託法第3条の主務官庁による包括的な監督を前提に、公益信託の併合及び分割をするに際しては主務官庁の許可を受けることを要する旨規定している現行公益信託法第6条の規律は廃止又は改正することが相当であると考えられる。

以上